

保育政策課

議案第31号

港区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例について

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の一部改正を踏まえ、港区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「条例」といいます。）の一部を改正します。

※家庭的保育事業等とは、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業の4事業をいいます。

1 改正理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第55号）の施行により家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されました。この改正により、家庭的保育事業者等の業務負担軽減等を図る観点から、家庭的保育事業者等における諸記録の作成、保存等に関する基準が緩和されたことを踏まえ、条例の一部を改正します。

2 改正内容

- (1) 家庭的保育事業者等における諸記録の作成、保存等のうち、書面で行うこととしているものについて、書面に代えて、電磁的記録により行うことができることとします。
- (2) その他規定の整備

3 施行期日

令和3年7月1日

港区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第四章 (略)</p> <p>第五章 事業所内保育事業(第四十四条―第五十条)</p> <p>第六章 雑則(第五十一条)</p> <p>付則</p> <p>(中略)</p> <p>(保育所等との連携)</p> <p>第七条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。))を除く。以下この条、次条第一項、第十五条第一項及び第二項、第十六条第一項、第二項及び第五項、第十七条並びに第十八条第一項から第三項までにおいて同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、かつ、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満三歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成十八年法律第二十号)第六条第一項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。))又は保育が継続的に提供されるよう、</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第四章 (略)</p> <p>第五章 事業所内保育事業(第四十四条―第五十条)</p> <p>付則</p> <p>(中略)</p> <p>(保育所等との連携)</p> <p>第七条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。))を除く。以下この条、次条第一項、第十五条第一項及び第二項、第十六条第一項、第二項及び第五項、第十七条並びに第十八条第一項から第三項までにおいて同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、かつ、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満三歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成十八年法律第二十号)第六条第一項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第三号において同じ。))又は保育が継続的に提供されるよう、あら</p>

あらかじめ、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならぬ。

一・二（略）

三 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第四十四条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第四項第一号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

255（略）

（中略）

（準用）

第五十条（略）

第六章 雑則

（電磁的記録）

第五十一条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等入

はじめ、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならぬ。

一・二（略）

三 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第四十四条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

255（略）

（中略）

（準用）

第五十条（略）

の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

（後略）

付則

この条例は、令和三年七月一日から施行する。

（後略）